

第3次菊池市総合計画 (基本構想) たたき台

令和3年4月

菊池市

内容

第1章 はじめに	3
第1節 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の構成・期間	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 基本方針	6
第2節 本市を取り巻く現状	10
1. 人口動態と財政状況	10
2. 市民の意向	15
3. 人口ビジョン	21
4. 重点課題	25
第2章 基本構想	26
第1節 まちづくりの理念	26
第2節 市の将来像	26
1. 土地利用の考え方	28
2. 土地利用構想図	28

第1章 はじめに

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成27年度から令和3年度までの7年間を計画期間とした「第2次菊池市総合計画」を策定し、「自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全の『癒しの里』きくち」を将来像として掲げ、実現に向けて各施策を推進してきました。

その間に、わが国においては少子高齢化に伴い、年金や医療、介護などの社会保障費の増大をはじめ、大規模自然災害の対策、人口減少問題の克服や地域経済の活性化等を目指す地方創生の取り組み、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式の実践など、社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、これまで認識されてきた課題に加え、新たに対応すべき課題が山積しています。

特に、コロナ禍は、社会全体の価値観を大きく変容させました。本市においても人々の交流機会の減少や、消費の落ち込み等の影響が見られ、感染防止と社会経済活動の両立が強く求められています。一方で、テレワークやオンライン会議などデジタル技術の活用が活発になるなど、オンラインコミュニケーションの急速な普及にもつながっています。

このような状況の中、持続可能な地域社会の実現のためには、長期的な社会の変化を見据え、未来起点でまちづくりを考えていくことが重要です。そして、これまで以上にまちづくりにおいて多様な主体の参画を得て、地域力の向上を目指すとともに、様々な分野で生産性の向上を図り、市民所得の維持、向上につなげていくことが必要になります。市民、事業者、本市が一体となり、持続可能なまちづくりに不可欠な施策の展開に取り組まなければなりません。

こうした状況を踏まえ、菊池市が目指す、長期的な視点に立ったまちづくりの将来像を市民と行政が共有し、引き続き実現に向けて総合的かつ計画的に市政運営を展開していくため、新たな総合計画を策定します。

2. 計画の構成・期間

(1) 基本構想 8年（令和4年度～令和11年度）

基本構想は、市のまちづくりの理念や今後目指すまちの将来像（ありたい姿）を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を示すものです。計画期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間です。

(2) 基本計画 4年

前期：令和4年度～令和7年度

後期：令和8年度～令和11年度

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の方向性を示したものです。計画期間は、前期基本計画が令和4年度から令和7年度の4年間であり、後期基本計画は令和8年度から令和11年度の4年間です。

基本計画を構成する施策には、それぞれに成果指標（目標値）を設定し、PDCAサイクルに基づいた評価・検証を行います。

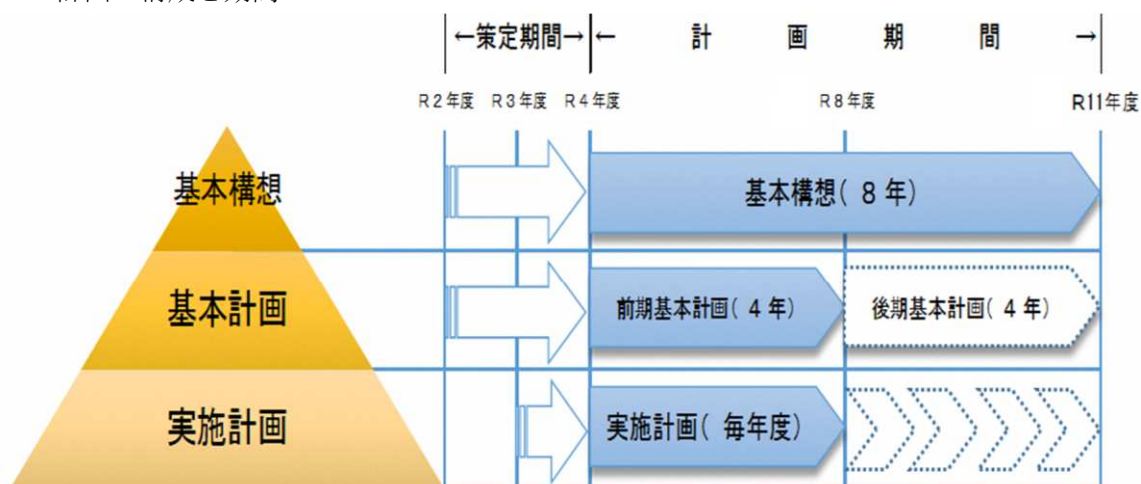
(3) 実施計画 毎年度（ローリング方式により見直し）

基本計画で体系化した各施策を実現するため、毎年度実施する事業を示すものです。

実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるもので、基本計画で設定した目標値の進捗状況等により、毎年度評価、見直し、改善のPDCAサイクルを行い、次年度以降の事業に反映することで、計画の実効性を確保します。

また、実施計画の評価については、庁内での内部評価とともに、評価委員会による外部評価を実施することにより適正な評価と進行管理を行います。

■計画の構成と期間



3. 計画の位置づけ

(1) 総合計画は市の最上位計画

総合計画は、市政における最上位の計画であり、行政が携わる全ての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。

(2) 総合計画と関連計画

最上位計画である総合計画のほかにも、本市には「癒しの里きくち創生総合戦略」や「地域防災計画」「地域福祉計画」等、様々な個別計画があります。

総合計画でまちづくりの大きな方向性を示すとともに、各種福祉施策や都市基盤整備に関する施策等、個別の施策については、それぞれの個別計画にて細やかに定められています。総合計画と個別計画の両方を推進することにより、住みよいまちづくりを実現していきます。

■ 計画の位置づけ



4. 基本方針

(1) 社会環境の変化

本市をめぐる社会環境の変化はめまぐるしいものがあります。今後のまちづくりにおいては、様々な変化を捉え、的確かつ柔軟に、そして迅速に対応していく必要があります。

①人口減少、少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少へと転じ、令和 2 年 10 月 1 日現在、1 億 2,616 万人となっています。今後は人口減少が急激に進むことが予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和 35 年に 9,924 万人と 1 億人を下回ることが予測されています。

少子化の進行は、年少人口、ひいては経済・社会活動を支える生産年齢人口の減少につながり、それに伴って、労働力不足や生産量低下などの地域経済への影響、医療・福祉・介護サービスの低下、公共交通の運営難、地域コミュニティ活動の停滞、学校の少人数化に伴う統廃合、更には経済の縮小による税収減など、地域経済に留まらず社会全般にわたり、深刻な影響が懸念されます。

さらに、高齢化や核家族化の進行により、高齢者介護を取り巻く問題が深刻化、社会保障給付費が増大することが地方の財政を逼迫する要因になっています。

本市においても、人口減少に歯止めをかけるため、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりや、社会保障費の削減のために健康寿命の延伸を目指していくことが求められます。

②高度情報化社会への対応

情報通信技術の飛躍的な発展は、高度情報通信ネットワーク社会を拡大させ、就業機会・形態の拡大を始め、子ども達の教育環境や高齢者・障がい者の社会参加機会の拡充、医療の充実など、人々の生活様式や経済活動などにもたらす効果は計り知れないものがあります。国では、日本が目指すべき未来社会の姿として、人工知能（AI）やビックデータなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れようとする「Society 5.0」を提唱しています。

こうした動きを踏まえ、情報通信技術を産業、観光、交通を始め、地域づくりや交流、多様な学びの促進、地域特有のモノへの新たな価値の創出などへ活用していくことが求められます。

また、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。自治体においては、行政サービスについてデジタル技術の活用やデータを活用した市民の利便性向上、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化

を図ることで人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

③自然災害の深刻化、安全・安心に対する意識の高まり

平成 23 年 3 月の東日本大震災や、本市にも甚大な被害をもたらした平成 28 年の熊本地震、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、さらに令和 2 年の令和 2 年 7 月豪雨など、全国各地で地震や局地的集中豪雨による洪水や土砂災害など、深刻な自然災害が発生しています。

今後、発生する災害に対し、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄などに加え、市民と行政が連携を密にしておく必要があります。また、地域全体の防災力向上のため、日頃から地域で訓練を行うなど、災害に強い強靱なまちづくりが求められています。

また、感染症の流行拡大や高齢者の交通事故の増加、消費者被害の増加、食の安全性の問題、近隣国の核の脅威など、身近な生活での不安要素が増大し、危機管理への関心が高まっています。

安心・安全なまちづくりのためには、個人や家庭だけで解決できない問題も多いことから、日頃からの地域のつながりの重要性が再認識されています。行政による体制整備等の公助と、個人や家庭での対策による自助に加え、日頃からの近所づきあいや見守りなど地域全体で取り組む共助の視点が必要です。

④市民協働のまちづくりの推進

市民と行政による協働のまちづくりは、地方分権時代におけるまちづくりの原動力となるものであり、全国各地でその取り組みが進められています。

本市では、コミュニティ活動や生涯学習、観光振興など、様々な分野で市民主体の活動が展開されており、行政主導のまちづくりから、市民・民間事業者・団体と行政が協働するまちづくりへの転換が図られてきています。

こうした活動を受けて、市では、市民が自ら考え、自ら実践する地域づくり活動に対する支援を行っており、地域企業等の民間事業者との共創の取り組みを進め、市民との協働とあわせて、地域の活性化に結び付けていくことが求められます。

⑤新型コロナウイルスによる「新たな日常」に対応した地域社会の構築

新型コロナウイルス感染症は、人々の行動抑制による経済活動の低下や、個人消費の落ち込みなど、本市の地域経済や産業、市民の暮らしに大きな影響をもたらしています。

一方、密集、密接、密閉の「3つの密」を避ける新しい生活様式の実践や、手指消毒の徹底などが定着していく中において、非接触型の新たなビジネスの創出など、働き方、教育、医療、福祉などの様々な面で、「新たな日常」による行動変容や意識変容を取り入れた地域社会の構築が期待されています。

⑥「誰一人取り残さない」社会の実現

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の目標です。「誰一人取り残さない」をキーワードに、2030 年までの達成を目指した目標を定めています。

我が国でも、平成 28 年 5 月に関係省庁が連携し、一体となり取り組むため、SDGs 推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置するとともに、国家戦略として「SDGs 実施指針」を決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」を目指す方針を打ち出しています。

また、この指針の中で、「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

持続可能なまちづくりを進める本市においても、SDGs に掲げられている 17 の目標について既に個別計画に関連付けしており、今回策定する総合計画の中で政策や施策と関連付けを行い、取り組みを進めます。



⑦環境保全意識の高まりと実践への移行

大量生産や大量消費、大量廃棄の生活様式と経済活動は、地球温暖化や自然生態系に大きな影響を及ぼしています。このことから、自然との共生や環境への負荷が少ない循環型社会の形成が急務となっています。

このような状況に対応するため、国においては、日常的な環境配慮行動を一層推進し、地球環境に配慮した環境共生型の暮らしの実践など、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められています。本市も熊本連携中枢都市圏に参画しており、熊本連携中枢都市地球温暖化対策実行計画において令和 32 年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目標としています。また、環境の保全と自然資源の有効活用を図りながら後世に引き継ぐ責任を全うするため、本市においては、新たなごみ処理工場の完成をきっかけに、更なるごみの減量化やリサイクルの促進、不法投棄防止対策などに積極的に取り組む必要があります。

⑧多様性を認めあう社会づくりの推進

人とのつながりやきずなが重視され、支え合いながら生活する社会が求められる一方で、個性が尊重され、個人の豊かさが追求されるなど、多様な価値観が混在する社会へと変化しています。

また、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）や家庭と地域社会、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会が求められています。

本市では、誰もが平等に尊重され、個性を活かして活躍できる地域づくりを推進する必要があります。

（２）計画の基本方針

このような社会潮流を踏まえ、まちづくりを進めていくために、策定にあたって以下の4点を基本方針とします。

①多様な市民の意見を反映した計画

市民と行政の協働による計画づくりが進められるよう、様々な手法により市民の意見を把握し、これらを反映させる計画づくりに努め、市民が地元に誇りと愛着を持ち、魅力を発信していく、いわゆるシビックプライド（市民の誇り）の醸成を図ります。

②実効性のある計画

職員の業務執行における指針となるため、市民のありたい姿を常に意識し、実効性のある総合計画を策定します。また、具体的な成果指標を設定し、行政評価等により将来像の実現に向けた達成状況を可視化することで、市民サービスの向上及び事務の効率化に繋がる計画とします。

③社会情勢の変化に対応した計画

人口減少問題、熊本地震をはじめとした大規模自然災害、高度情報化社会への対応、地方創生の取り組み、新型コロナウイルス感染症対策など、様々な社会情勢の変化や新たな課題に柔軟に対応できる計画づくりとします。

④持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れた計画

市の施策とSDGsの17のゴールとの関連付けなど、策定過程の様々な場面でSDGsの視点を取り入れた計画づくりとします。

第2節 本市を取り巻く現状

1. 人口動態と財政状況

(1) 人口と世帯

①総人口

<総人口の推移>



出典:国勢調査

本市の人口は、1955（昭和 30）年頃に約 61,000 人とピークを迎え、その後、1975（昭和 50）年頃までは減少が続き約 48,000 人となりました。そこから 2000（平成 12）年にかけて約 53,000 人まで再び増加した後、今日に至るまで減少が続いています。

②年齢別人口

＜年齢3区分別人口の推移＞

作成中

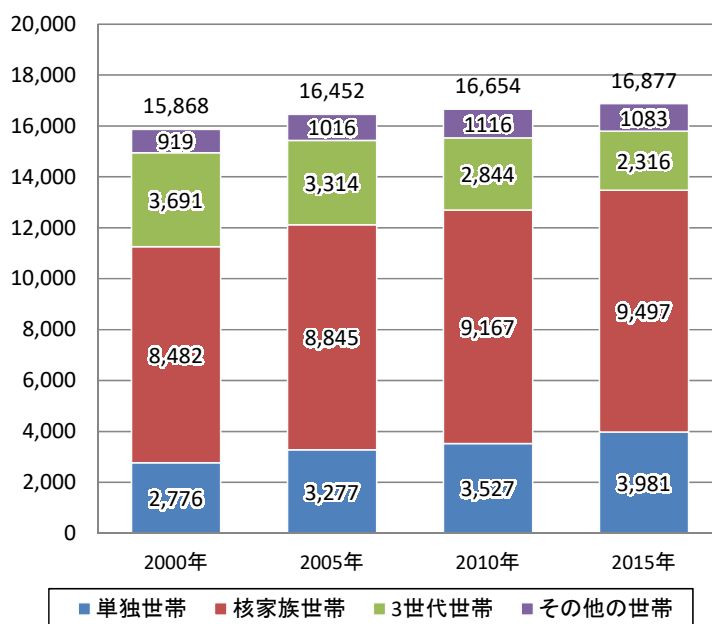
出典:国勢調査

年齢3区分別の人口推移をみると、近年、「年少人口」（0～14歳）と「生産年齢人口」（15～64歳）は減少しており、「老年人口」（65歳以上）が増加しています。これは、未婚化・晩婚化・晩産化等による少子化の進行、団塊世代の「生産年齢人口」から「老年人口」への移行、平均寿命の上昇によるものです。

本市の高齢化率は2015（平成27年）で30.9%であり、2020（令和2）年には34.6%と3人に一人が高齢者となり、その後も上昇が続くと推計されています。

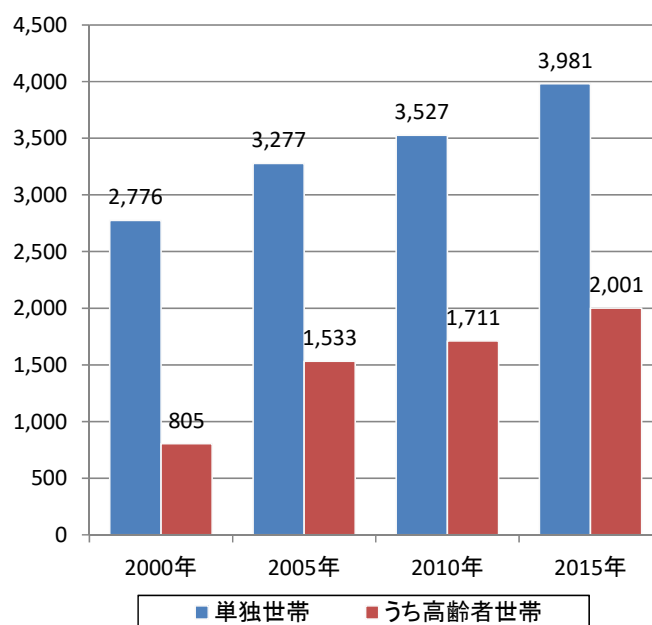
③家族類型ごとの世帯数の推移

<家族類型ごとの世帯数の推移>



出典: 国勢調査

<単独高齢者世帯数の推移>



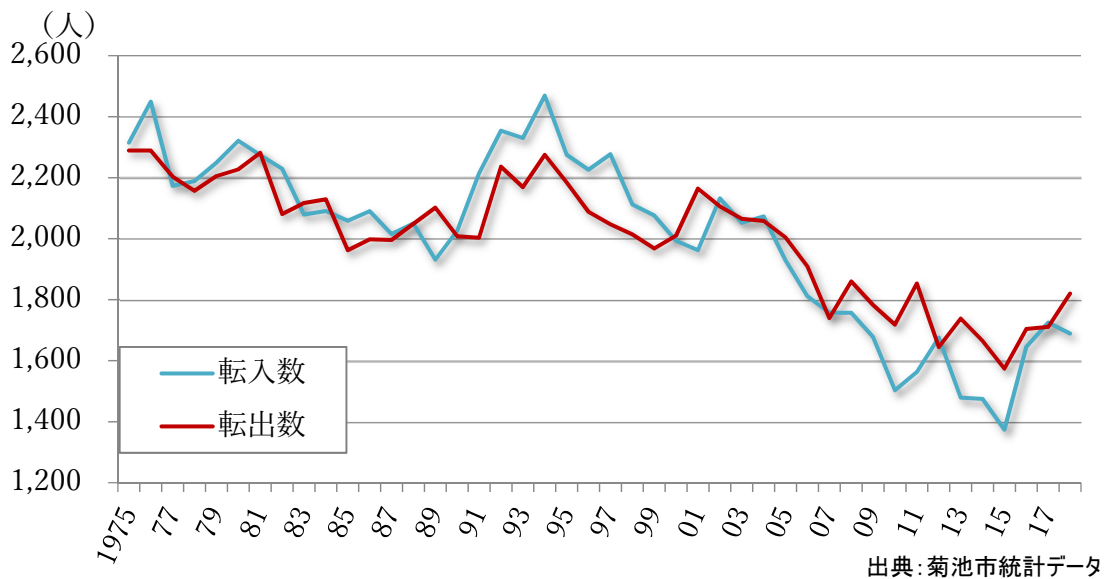
出典: 国勢調査

2,000（平成12）年から2015（平成27）年にかけて総世帯数は増加しています。その内訳をみると、「単独世帯」「核家族世帯」が増加している一方、「3世代世帯」は減少しており、世帯構成人員の減少が顕著です。

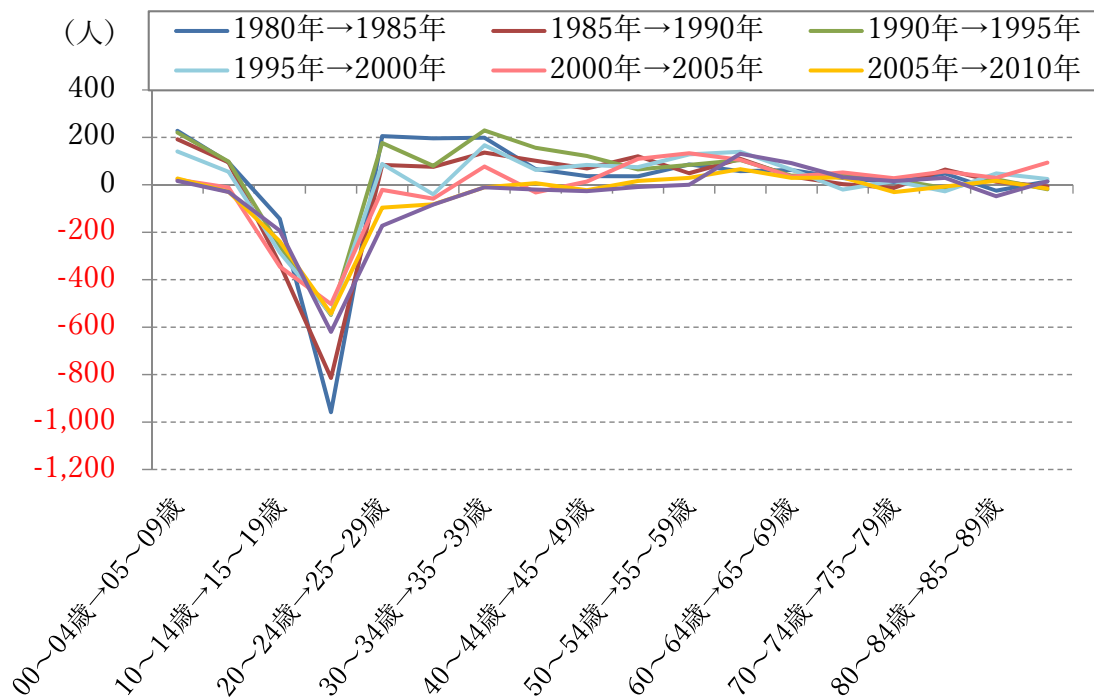
また、「単独世帯」の増加とともに高齢者の単独世帯も増加しており、今後、地域からの孤立等が懸念される高齢者の増加が予想されます。

④人口移動（転入・転出）の状況について

＜人口移動の状況＞



＜年齢階級別の純移動数の推移＞

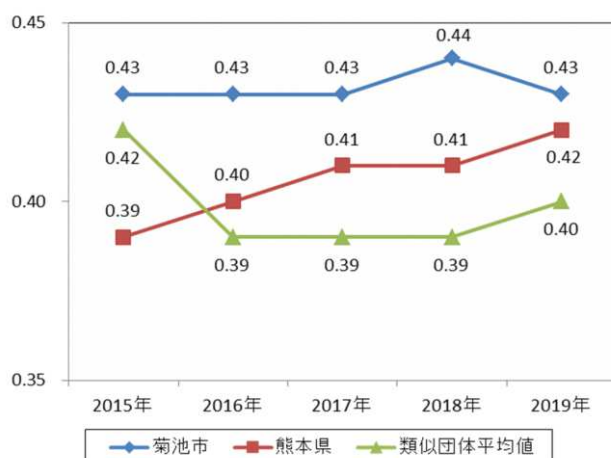


社会増減（転入数－転出数）の推移をみると、2001年から全体的に減少傾向にありますが、2007年、2012年、2017年など増加した年もあります。

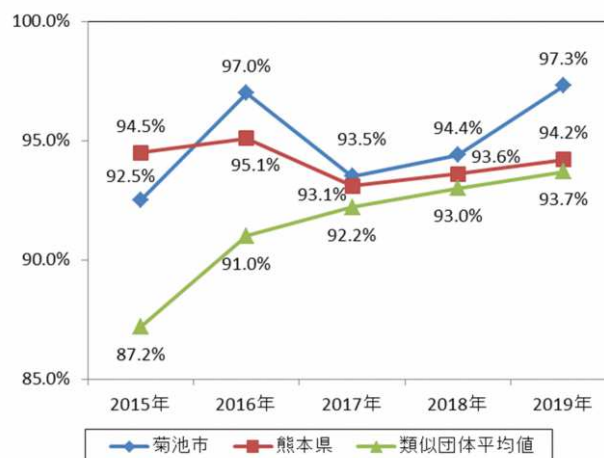
年齢別にみると、特に転出が顕著な年代は20代であり、進学や就職を機に転出していると予測されます。

⑤財政の状況

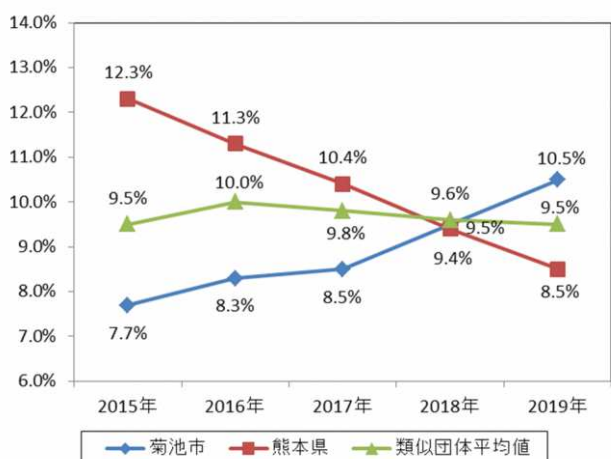
<財政力指数>



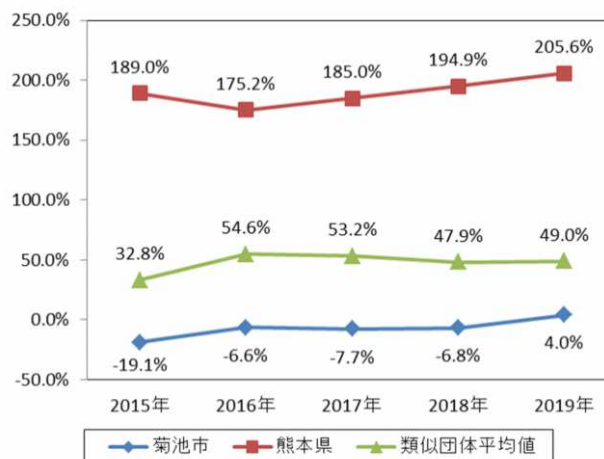
<経常収支比率>



<実質公債費比率>



<将来負担比率>



出典: 熊本県財務諸表、菊池市財務状況資料集

財政力指数は、熊本県平均や類似団体の平均を上回っているものの、人口の減少や全国平均を上回る高齢化率に加え、基幹産業である農林業所得の低迷や中心街の衰退などにより、税収の増加が見込まれないため、ここ数年は横ばいで推移しています。

財政の柔軟性を表す経常収支比率は、熊本県平均や類似団体の平均を上回っており、硬直化した財政状況が続いています。

実質公債費比率は、年々増加しており熊本県平均や類似団体の平均を上回っています。今後、公共施設整備事業や熊本地震に伴う災害復旧事業の元利償還が本格化することから、発行額を償還額以内に抑制するなど地方債残高の圧縮に努める必要があります。

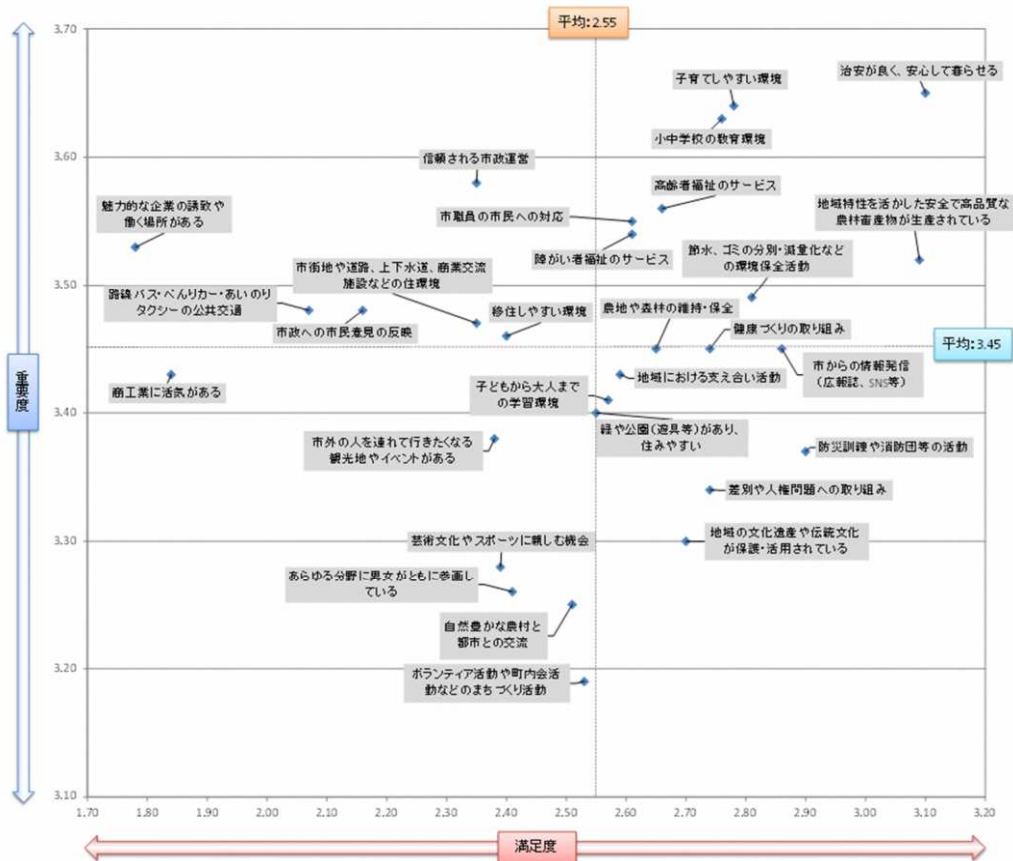
一方で、将来負担比率は増加したものの、熊本県平均や類似団体の平均を大きく下回っています。引き続き、事業見直しによる通常経費の抑制等を行うことで、健全な財政運営が求められます。

2. 市民の意向

(1) 市民意識調査の結果

① 市政運営や市民参加に関する項目についての満足度と重要度

＜市民生活やまちづくりに関する項目の満足度と重要度の相関図＞



上の図は、市民意識調査において、市政運営や市民参加に関する項目について満足度と重要度を調査した結果を相関図にしたものです。

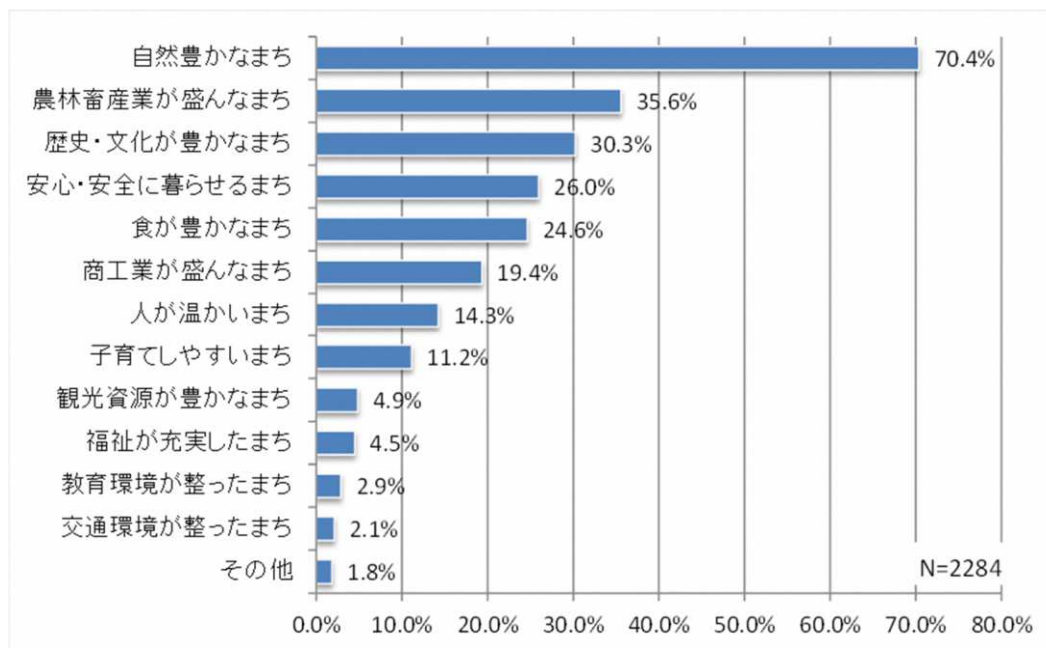
満足度が高く重要度が高い項目には、「治安が良く、安心して暮らせる」「地域特性を活かした安全で高品質な農林畜産物が生産されている」「子育てしやすい環境」「小中学校の教育環境」などが位置付けられます。今後も維持するためには継続は勿論、新たな取り組みを展開していく必要がある事項といえます。

満足度が低く、重要度が高い項目に、「魅力的な企業の誘致や働く場所がある」「路線バス・べんりカー・あいのりタクシーの公共交通」「商工業に活気がある」「市政への市民意見の反映」などが位置付けられており、施策の実現が満足度の向上に直結する、今後力を入れていくべき事項といえます。

②本市のイメージについて

本市のイメージについて尋ねたところ、「自然豊かなまち」が70.4%と最も高く、次いで「農林畜産物業が盛んなまち」が35.6%、「歴史・文化が豊かなまち」が30.3%となっています。

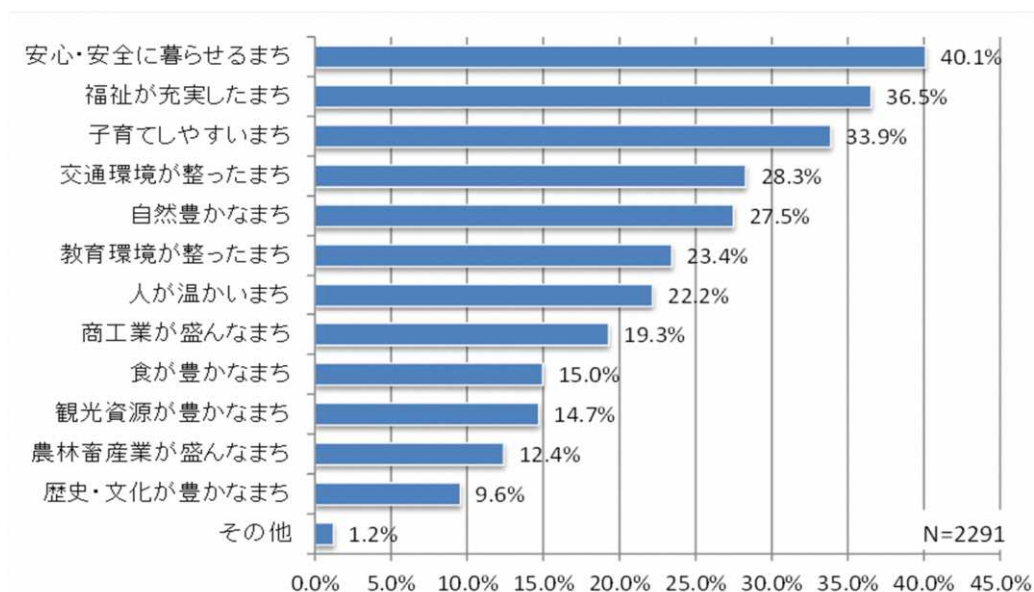
<本市のイメージ>



③市民が求める将来像について

市民が求める菊池市の未来像は、「安心・安全に暮らせるまち」が40.1%、次いで「福祉が充実したまち」の36.5%、「子育てしやすいまち」が33.9%となっています。

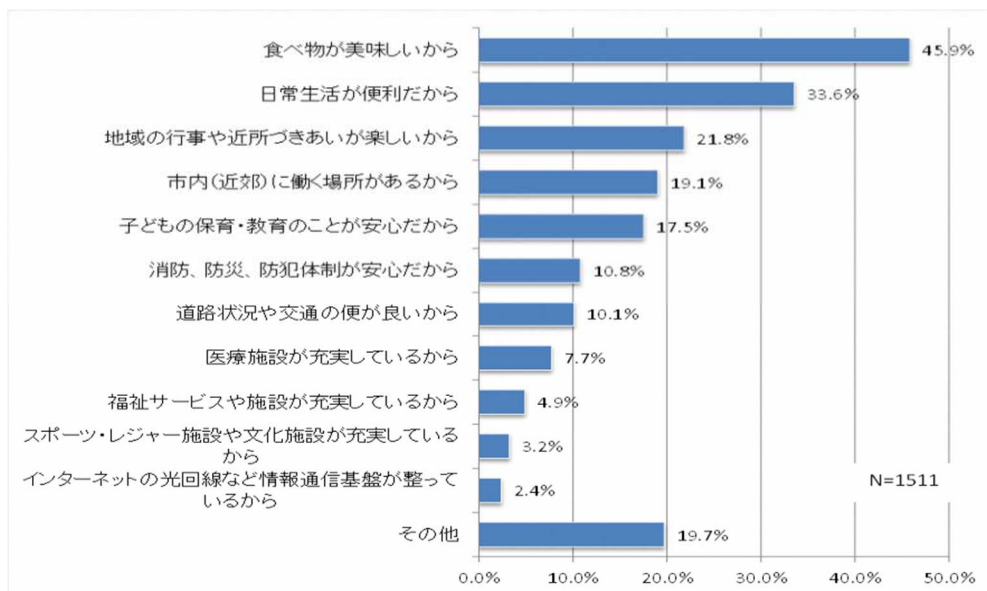
<市民が求める将来像>



③本市に住みたい、住みたない理由

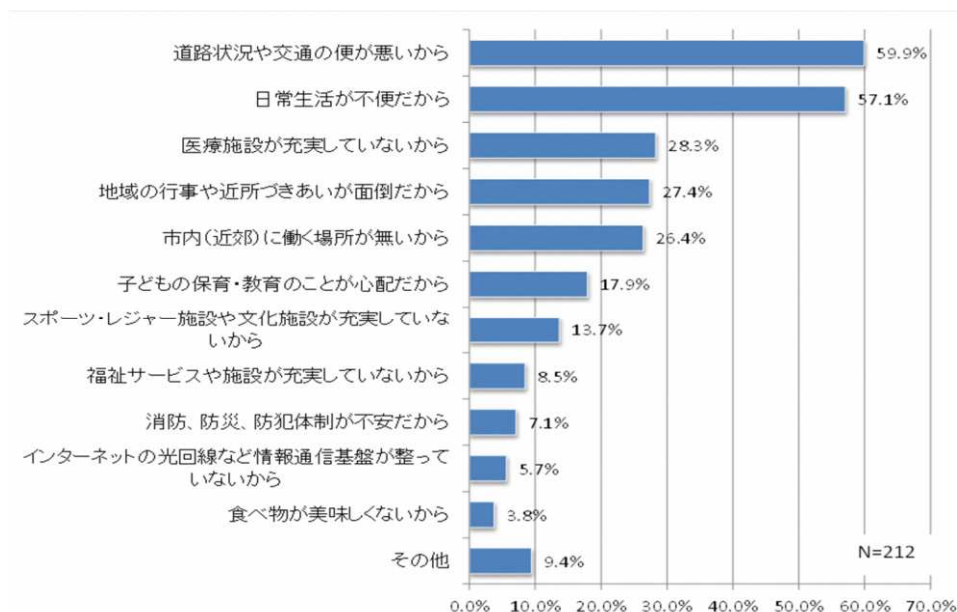
本市に住みたい理由についてみると、「食べ物が美味しいから」が45.9%と最も高く、次いで「日常生活が便利だから」が33.6%、「地域の行事や近所づきあいが楽しいから」が21.8%となっています。

＜本市に住みたい理由＞



本市に住みたない理由についてみると、「道路状況や交通の便が悪いから」が59.9%と最も高く、次いで「日常生活が不便だから」が57.1%となっている。

＜本市に住みたない理由＞

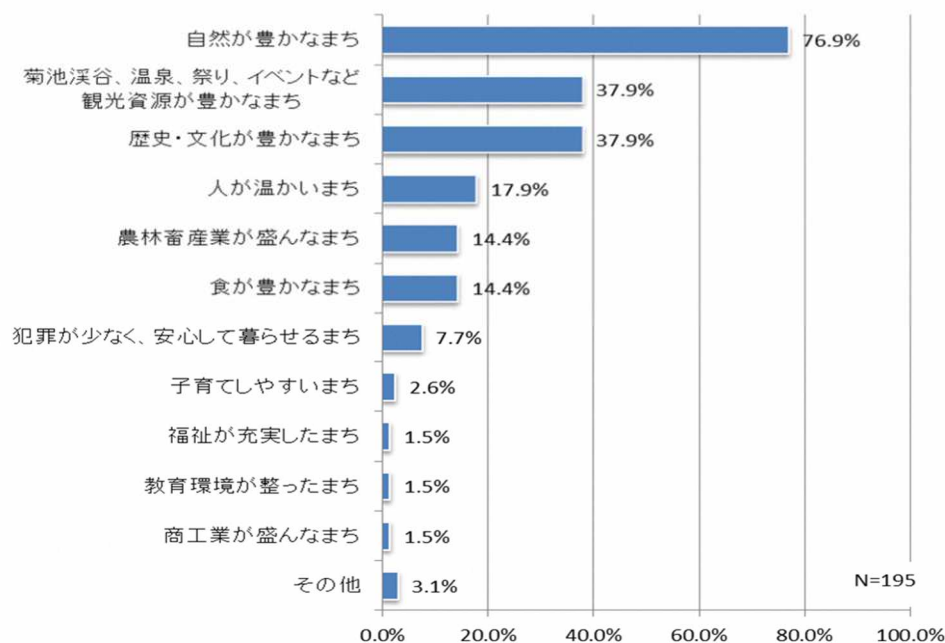


(2) 高校生アンケートの結果

①本市のイメージについて

本市のイメージについてみると、「自然豊かなまち」が76.9%と最も高く、次いで「菊池溪谷、温泉、祭り、イベントなど観光資源が豊かなまち」、「歴史・文化が豊かなまち」が37.9%となっています。

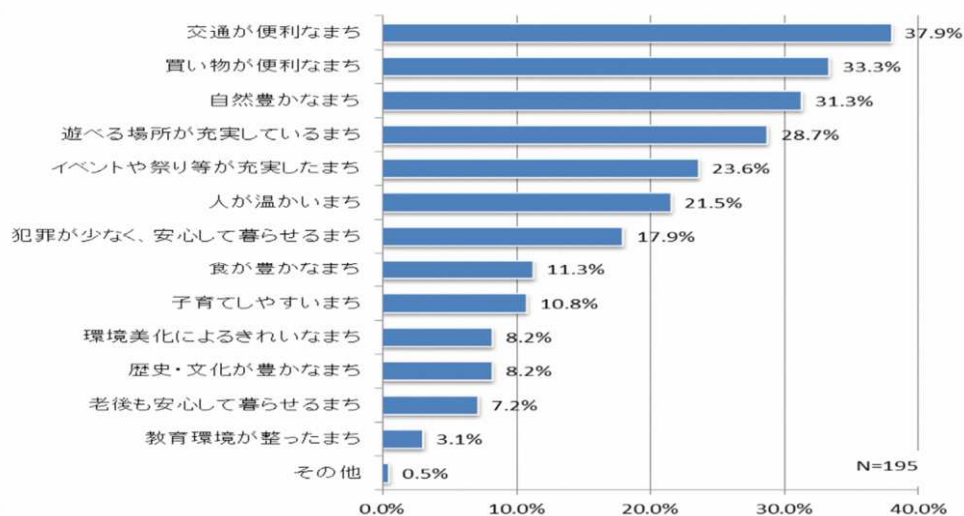
<本市のイメージ>



②本市に求める将来像について

どんな菊池市になることを望むかについてみると、「交通が便利なまち」が37.9%と最も高く、次いで「買い物が便利なまち」が33.3%、「自然豊かなまち」が31.3%となっています。

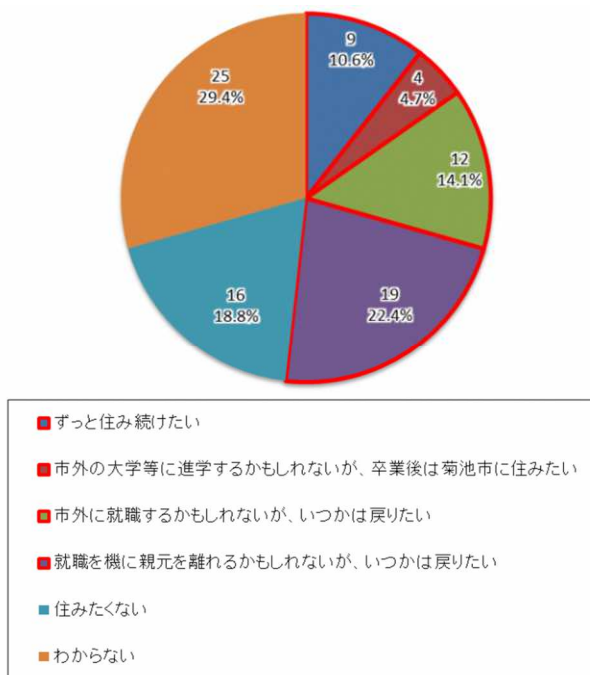
<本市に求める将来像>



③本市での居住意向について

居住意向についてみると、51.8%と過半数が“ずっと住み続けたい”または、“進学や就職により一時は本市を離れるが、将来は戻りたい”と考えていることがわかります。

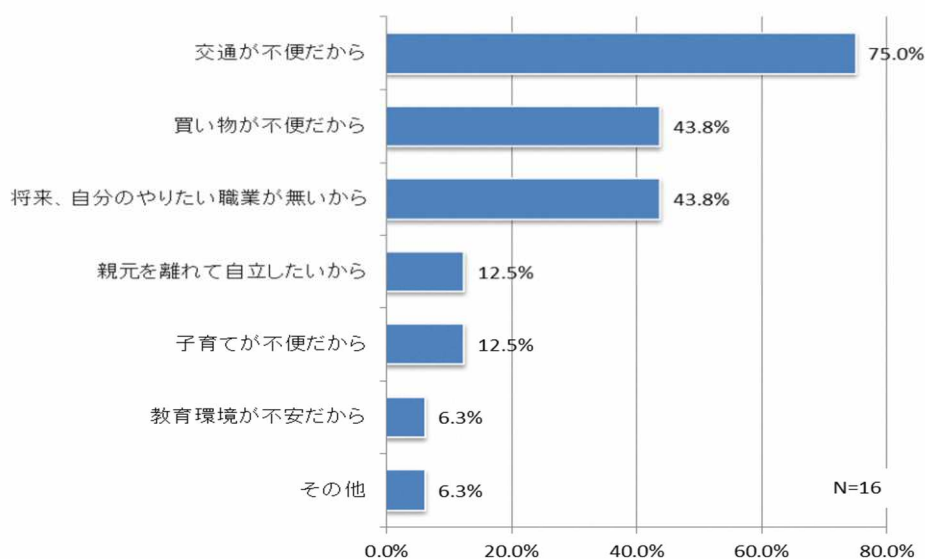
＜本市での居住意向＞



④本市に住みたくない理由について

住みたくない理由についてみると、「交通が不便だから」が75.0%と最も高く、次いで「買い物が不便だから」と「将来、自分のやりたい職業が無いから」が43.8%となっています。

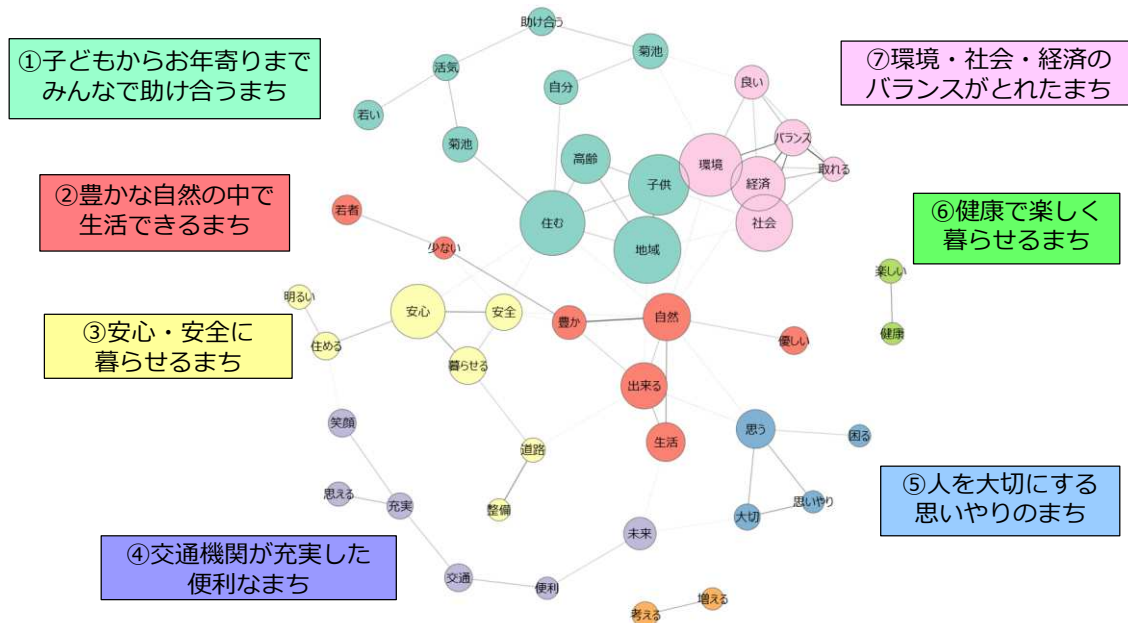
＜本市に住みたくない理由＞



(3) 市民ワークショップの結果

下の図は、計画策定の中で行った市民ワークショップから得られた、10年後住みたいまちについての意見分析です。キーワードをグループ分けすると①子どもからお年寄りまでみんなで助け合うまち、②豊かな自然の中で生活できるまち、③安心・安全に暮らせるまち、④交通機関が充実した便利なまち、⑤人を大切にする思いやりのまち、⑥健康で楽しく暮らせるまち、⑦環境・社会・経済のバランスがとれたまち、にまとめられました。

<10年後住みたいまち>



3. 人口ビジョン

(1) 基本的な考え方

東京圏への一極集中が続く中、安倍内閣時代に「地方創生」をスローガンに掲げ、地方の活性化と人口減少対策の取り組みが始まりました。その一環として、国は平成 26 年 9 月、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。現在は第 2 期目がスタートしています。

このような中、本市においても人口の現状と将来の展望を示す「地方人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」と言う。）」と、地域の実情に応じた 5 か年の施策の方向を示す「地方版総合戦略（以下、「総合戦略」と言う。）」を策定し取り組んでいます。

<人口ビジョン>

人口ビジョンは、本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。また、人口ビジョンは市の施策の効果と密接に関連するため、長期的推計として、各行政分野の個別計画等においても活用されることになります。

<総合戦略>

総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な取り組みをまとめた計画です。基本的な考え方として、人口減少と地域経済縮小を克服するため、若い世代が安心して働ける環境整備、地方への移住・定着の促進や安心して子育てできるような支援、地方で安心して暮らせるように各地域の特性に即した課題解決など、地方における好循環の確立を目指します。

人口減少問題は、市民生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題です。その克服に向けては市を挙げて取り組んでいく必要があります、早急に対応すればするほど、将来人口に与える影響は大きくなります。

そのためには、穏やかで住みやすく、人を惹きつける魅力的なまち「癒しの里きくち」の実現に向けた取り組みを、さらに加速化していく必要があります。

今後も本市の宝（地域資源）を活かした産業と観光を柱とした関係人口の増加を図るとともに、併せて雇用対策や子育て支援などの取り組みを強化し、若い世代の結婚・子育て等に関する希望を実現することで、「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と思えるような、魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 目指すべき将来の方向性

長期的な安定人口を目指すため、第2期総合戦略では、第1期総合戦略で掲げた以下の視点を継承することとしています。

ア 合計特殊出生率を2040年までに2.10まで上昇させることを目指す

本市は、国の少子化対策施策等と歩調をあわせるとともに、市独自の取り組みを進めていくことで、2030年に2.00、2040年に2.10となることを目指します。

イ 2040年を目途に社会動態±0を目指す（人口の流入促進と流出抑制）

本市の場合、高校卒業（大学進学・就職等）後の人口流出が多く、この流出を解消しなければ人口は安定しません。

よって、高校卒業や大学への進学等により流出した若者が就職できるよう、企業誘致を進めるとともに、本市の地域資源を活かした産業での雇用創出を図り、人口流入を促進していきます。

また、移住・定住の促進を図り、U・I・JターンへのPRやテレワーク等の環境づくりの促進も図りながら、2040年を目途に社会動態±0を目指します。

（※2040年までは、純移動率を1/2で推計）

ウ 地域資源を活かした産業と観光を柱とした関係人口の増加を図る

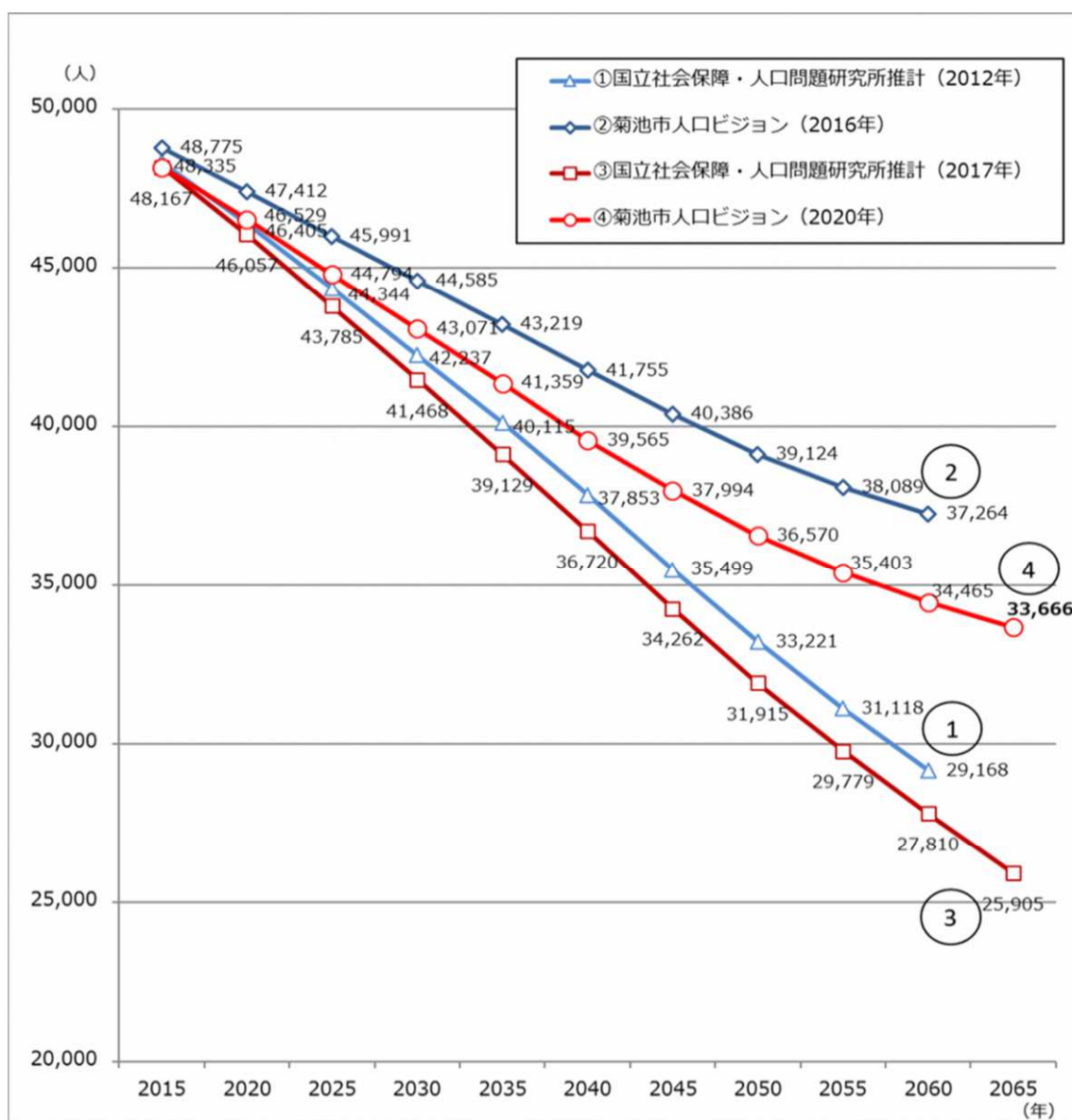
本市の持つ地域資源を積極的に活用し、積極的に国内はもちろん、海外にも情報発信を行い、関係人口の増加を図り、地域の賑わいや活力を向上していきます。

(3) 独自推計による長期人口ビジョン

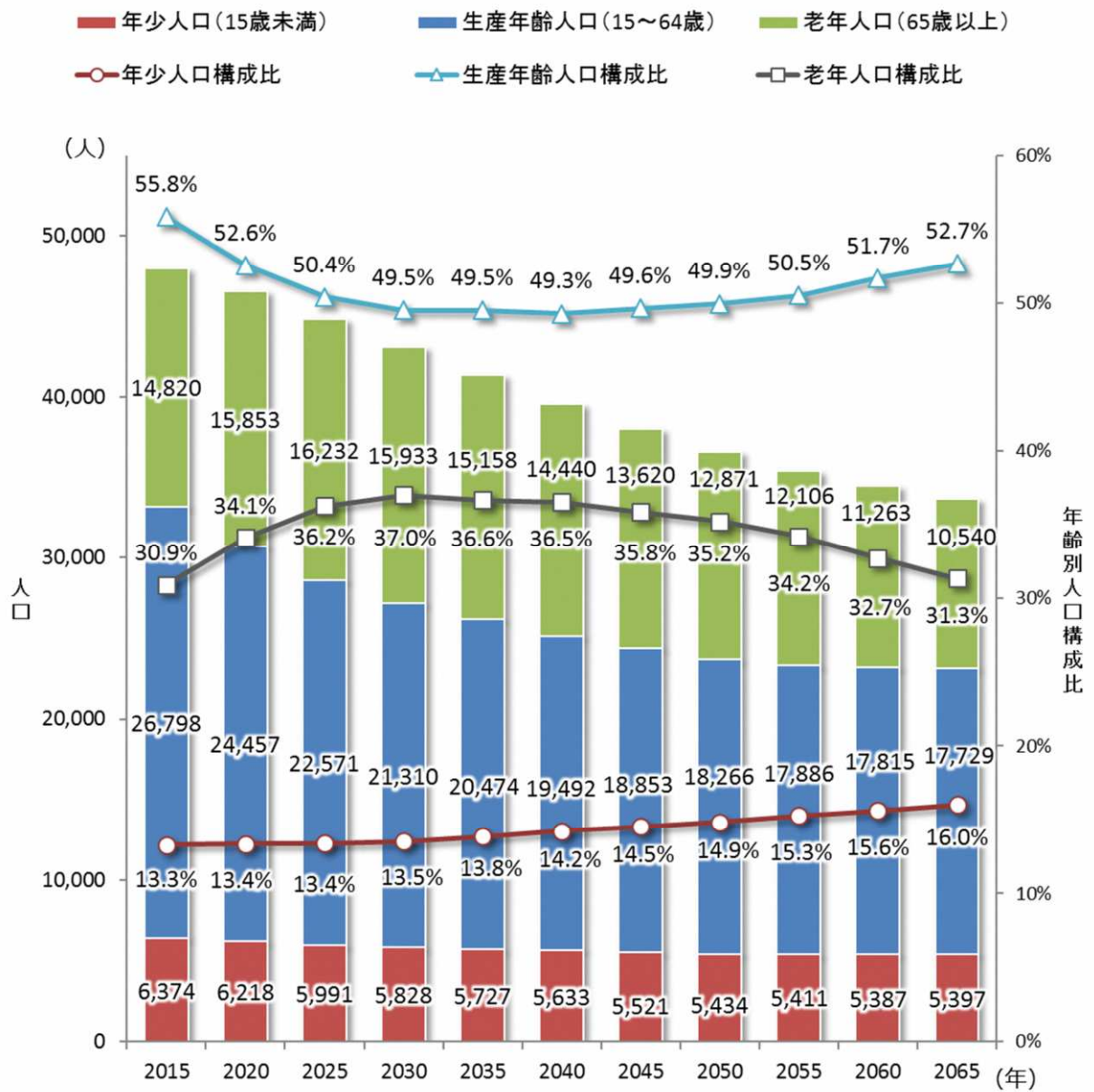
本市の人口の将来展望は、第1期総合戦略では2060年に人口37,000人を確保することを目標としていました。しかし、2017（平成29）年4月に国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）から「日本の地域別将来人口」が公表され、社人研の推計が2016（平成28）年の人口ビジョン策定時より減少していたことから、目標人口の見直しを行っています。なお、見直しにあたっては、目指すべき将来の方向性で定めた3つの視点を継承しています。

2065年の目標人口は、33,000人を確保する

■長期人口ビジョン



■ 年齢3区分別長期人口ビジョン



※2015（平成 27）年人口のうち年齢「不詳」であったものについては人口の中に含めていない。

4. 重点課題

作成中

第2章 基本構想

第1節 まちづくりの理念

まちづくりの理念は、菊池市の合併時に「第1次総合計画」において以下のような根拠のもと策定されました。第2次総合計画に続き、第3次総合計画においてもこの理念を尊重し、継承することとします。

まちづくりの理念

豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち

菊池市の豊かな自然環境や歴史を生かし、

人のやさしさでつくりあげる健康で活力のあるまちづくり

豊かな水と緑は菊池の資源の豊かさを表し、今日まで本地域を育んできた「光：太陽の光」に新市の夢や希望を重ね、それらがめぐり広がることを「光あふれる」と表し、歴史や文化を活用した健康で活力あるまちを「田園文化のまち」と表現しました。

第2節 市の将来像

本市は、古来、市名に名を残す菊池一族の統治により九州の政治・文化の中心地として栄え、政治・教育・文化面において広く影響を与えてきました。その後、江戸・明治期には農業技術先進地として、また良質な米の集散地である商業都市として発展を遂げたまちです。永い時の中で先人たちが紡いできた歴史に、私たちは当たり前のように触れ、感じてきました。

こうした歴史を経て築かれたまちの賑わいと、自然のもたらす癒し、そしてこれらが調和した豊かな暮らしは、菊池市固有のものであり、市の最大の魅力となっています。

今、時代は大きく変わろうとしています。全国的な人口減少と少子高齢化の進行、グローバル化やデジタル化の進展、地球温暖化に伴う異常気象の多発、さらには地方創生の気運の高まりなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした現状に鑑み、これからのまちづくりを展望すると、これまで以上に市民と行政の協働が求められます。市民と行政が、将来像を共有し、その実現に向かって自主的に、また連携しながら多様な課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

「つどう、つなげる、つづける」を合言葉に、みんなで知恵を出し合い、手をつないで協力し、小さな努力をたゆまず続けていくこと。今の努力が次の世代に花を咲かせ実となります。先人がそうしてくれたように、次の世代により良いふるさとを引き継いでいくことが我々の使命です。

このようなまちを市民と地場企業、事業者、各種団体などと行政が一体となって作ることを目指し、市民アンケートやワークショップで得られた意見と、市民代表者による合議を踏まえ本市の将来像を次の通り定めます。

(仮)

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた

『癒しの里』 きくち

「いきいきと暮らす人々」「豊かな自然」それぞれが本市のまちづくりに、豊かさ、輝きを与えてくれる大切な”宝”です。これらの”宝”を市民一人ひとりが知恵と工夫で大切に守り、磨き続けることにより、将来にわたって、自分らしく、生きがいをもって、暮らしていけるまち。仕事や学業、観光で訪れる人など多くの人々が交流し、社会的・経済的活気に満ちたまちを目指します。

第3節 土地利用

1. 土地利用の考え方

土地利用は市域の均衡ある発展を目指し、緑豊かな自然環境との調和を基本に、社会的、経済的、歴史的、文化的諸条件などに配慮する必要があります。社会の構造的な変化や価値観の変化に伴って土地利用のあり方について考慮すべき点は、人口減少に伴う土地利用の維持や再編問題、熊本都市圏域からの影響、環境意識や景観意識の高まりから自然の維持保全の強化などが挙げられます。癒しの里づくりにむけた土地利用の方針としては、下に示す〇〇つのゾーンに分けて方針を設定しました。

作成中